

第1節 小型武器問題の背景

1. 問題の所在

最近の紛争で主な武器として使用され、実際に人を殺傷しているのは自動小銃、小型ミサイルなどの小型武器であり、紛争の死者の90%以上が小型武器によるといわれている。小型武器が「事実上の大量破壊兵器」と言われるのもこのためである。小型武器は、これまで国際的な規制がないまま放置されており、紛争を長期化、激化するだけでなく、紛争終了後、国連などによる人道援助活動や復興開発を阻害し、紛争の再発、犯罪の増加等を助長する原因となっている。特に、反政府軍、非正規軍（ゲリラ等）、犯罪組織、テロ組織はあらゆるタイプの小型武器を使用していると言われており、これに対する防御のために、一般市民が武器を求めるといった悪循環（市民の武装化）に陥っている。このような背景から、非合法に流通し、過剰に蓄積された小型武器をどのように回収、破棄していくか、また、非合法に取り引きされる小型武器を将来において、いかに規制していくかが、国際社会において緊急の課題となっている。

最初に、小型武器問題を国際社会に提起したのは、95年に、「平和への課題、追補」で、「ミクロ軍縮」の必要性を訴えたブトロス・ガリー国連事務総長（当時）である。その後、96年に「国連小型武器政府専門家パネル」、98年に「国連小型武器政府専門家グループ」が設置され、いずれもわが国の堂之脇光朗外務省参与（元軍縮会議日本政府代表部大使）が議長を務めた。これらのパネルやグループにおいて作成された報告書には、小型武器問題への取り組みに関する多くの勧告が盛り込まれた。これらの勧告を踏まえて、2001年7月には、国連小型武器会議（正式名：小型武器非合法取引のあらゆる側面に関する国連会議）がニュー・ヨークで開催された。この会議は、小型武器問題を取り扱う初めての閣僚級の国際会議であり、日本からは、杉浦外務副大臣が政府代表団長を務めた。この会議では、小型武器の非合法取引を防止するための「行動計画」



国連小型武器会議で演説する杉浦外務副大臣(2001年7月、於:ニュー・ヨーク、UN photo)

小型武器とは？

1. いわゆる「小型武器」とは、国連小型武器政府専門家パネルでの報告書によれば、「国連が関与する紛争で実際に使われているタイプ」で、特に軍事用に製造された武器が対象であるとした上で、(1) 兵士一人で携帯、使用が可能な「小型武器 (Small Arms)」、(2) 兵士数名で運搬、使用が可能な「軽兵器 (Light Weapons)」、(3) 弾薬及び爆発物の3種類があるとされており、一般的にはこれらを総称して「小型武器」と呼んでいる。

小型武器：回転式けん銃、自動式けん銃、小銃、カービン銃等

軽兵器：重機関銃、携帯対戦車ミサイル、携帯対戦車ロケット、携帯対空ミサイル等

弾薬・爆発物：対人対戦車用手榴弾、地雷、爆薬等

2. 紛争地域で用いられる「小型武器」のほとんどは中古品であるが、新品は70か国以上で生産され、ある民間研究機関の調査によれば、AK47(カラシニコフ)やM16等の自動小銃は、1945年から90年の間に5500~7200万丁が生産されたと言われている。

が採択された。今後の課題としては、国際社会がどのようにこの「行動計画」を実施していくかが、重要となる。

(参考) 国連小型武器会議で採択された「行動計画」の骨子

行動計画の内容は、小型武器の過剰蓄積防止策と過剰蓄積削減策に大別される。「過剰蓄積防止策」としては、関係する国内法令の整備、安全な管理、刻印制度の確立、関連データの整備、厳格な輸出基準の適用、余剰となった武器の破壊、税関、国境警備当局の相互協力などが挙げられる。

「過剰蓄積削減策」としては、「武器の文化」を「平和の文化」に変えるために「武装解除、除隊、社会復帰(DDR)」の実施、法制度の整備、民主化支援、開発支援、治安改革等が挙げられる。

第2節 わが国の取り組みと政策

1. 国連を通じた取り組み

わが国は、小型武器問題が国際社会に提起されて以来、国連を中心とする枠組みを通じて、この問題に取り組んできた。具体的には、毎年の国連総会に小型武器決議案を提出し、小型武器非合法取引の防止に向けた国際世論を高めるとともに、国連小型武器専門家会合を設置するなど、この問題の解決に向けた処方箋を提示してきた。また、わが国が提出した国連総会決議に基づいて、2001年7月には、国連小型武器会議が開催され、小型武器非合法取引防止に向けた「行動計画」が採択された。わが国は、今後とも、国際社会と協力して「行動計画」を実施していく方針である。

(参考) わが国は、小型武器の製造、保有および取引に厳しい制限を課している。具体的には、製造過程については、武器等製造法、保有に関しては、銃砲刀剣類所持等取締法、輸出入に関しては、「外国為替及び外国貿易法」及び政令(輸出:「輸出貿易管理令」及び「外国為替令」、輸入:「輸入貿易管理令」及び「外国為替令」)による規制がある。なお、わが国は、政府の方針として、武器輸出三原則等により、原則として武器を輸出していない。

2. 九州・沖縄サミットでの成果

2000年、わが国が議長を務めた九州・沖縄サミットにおいては、「紛争予防のためのG8宮崎イニシアティブ」と題する文書が採択され、小型武器の輸出に関しては、「G8は、他国に対する侵略や抑圧に使用される明確なおそれのある場合には、小型武器の輸出を許可しない」こと、さらに「情勢の不安定化を招く小型武器の現存の蓄積を削減する努力に対し、完全なる支援を約束する」ことで意見の一致をみて、G8共通のイニシアチブとして打ち出した。わが国を除くG8諸国が通常兵器の主要輸出国であることに照らして考えれば、このようなイニシアチブの発出には画期的な意味があると言える。

3. 財政面での協力

わが国は、紛争後の武器回収や復興開発等のため、97年にマリに100万ドル、98年にシエラ・レオーネに96万ドル、99年には国連開発計画



1996年3月、マリは国連の協力の下に「平和の炎」式典を開催し、約3,000丁の小型武器を焼却した。

し蓄積される小型武器

今日私たちを取り巻く国際社会は
大規模な武力紛争の発生こそ低下したものの、民族対立や国内紛争など
小規模な武力紛争の発生は増加しており、
そこで使用される大量の小型武器が新たな脅威となっています。
また、小型武器は、特に非合法な移転が多いのも特徴です。



東アフリカ紛争地域
1997年 - 2001年

アジアの現状

1980年代のアフガン紛争で大量の銃弾が流入しました。開発途上国等の製造・輸出規制の強化を促しています。

●東と南アジア大陸紛争の概要

- インドパキスタン 1982-1985年 / 3,000人
- カンボジア 1980年 - 1989年 / 3,000人
- ミャンマービルマ 1980年 - 1988年
- ベトナム 1980年 - 1985年 / 3,000,000人



アフガニスタンに侵入するソ連軍
1980年 - 1989年

中南米の現状

元共産主義者など左派組織の
復興活動が中心一方で、犯罪組織や武装
集団による市民の死傷と被害の増加が多
発しています。

●そのほか中南米の紛争

- ベネズエラ 1989年 - 1990年
- エルサルバドル 1980年 - 1990年
- コロンビア 1980年 - 1990年



東部・中部中南米紛争地域 (サモワ) 1980年 - 1990年

(UNDP)の「人造り基金」を活用してアルバニアに10万ドルの支援を行った。さらに、2000年の九州・沖縄サミットの際に発表された、紛争予防に関するG8「宮崎イニシアティブ」の一環として、わが国は国連と協力して小型武器問題を解決することを目的として、小型武器基金として国連に資金拠出を行った(2002年2月末、216万3900ドル拠出)。

4. カンボジアにおける小型武器回収プロジェクト

紛争終了地域において、復興開発を支援し、治安を改善することにより、過剰に蓄積されている小型武器を回収するという総合的アプローチは効果的であり、多くの地域に応用できるとして注目されている。わが国は、このアプローチを採用し、EU、国連などの関係機関と調整して、カンボジアにおける小型武器回収プロジェクト(武器回収が進展しつつある地域において、その機運を高めるために開発を提供するプロジェクト: Weapons for Development)を2001年4月より実施している。